

# 水道料金の改定について

答 申

令和8年3月

早島町上下水道料金等審議会

令和8年3月30日

早島町長 佐藤 博文 様

早島町上下水道料金等審議会

会 長 川本和則

## 水道料金の改定について（答申）

令和7年10月24日付け早水第413号で諮問を受けた水道料金の改定について、当審議会で審議を重ねた結果、次のとおり答申します。

## 目次

はじめに	1
1 水道料金の改定について	2
2 水道料金の算定期間について	3
3 水道料金の適正水準について	4
4 水道料金体系について	5
5 水道料金表について	6
6 付帯意見	7
おわりに	9

## 附属資料

- (1) 諮問（写）
- (2) 早島町上下水道料金等審議会設置条例
- (3) 早島町上下水道料金等審議会審議経過
- (4) 早島町上下水道料金等審議会委員名簿

## はじめに

早島町の水道事業は、昭和6年の供用開始以来、人口増加や産業・経済の発展に伴う水需要の増大、さらには未普及地域の解消に対応するため、幹線管網をはじめとする水道施設の整備・拡張を計画的に進めてきた。その結果、町内全域に水道が普及し、町民生活に欠かすことのできない重要な社会基盤としての役割を果たしている。

早島町の水道料金は平成30年5月の改定以降、新型コロナウイルス感染症の影響による社会経済情勢の変化を踏まえ、今日まで料金改定を行っていない。

しかしながら、この間、受水費用の上昇や企業債利息の増加、水道施設の維持管理費用の高騰などにより、経常費用は増加しており、水道事業を取り巻く経営環境は一層厳しさを増している。

また、今後は、施設再編や耐震化への対応に加え、老朽化した水道施設を計画的に更新していくことが求められており、将来にわたり安全で安心な水道水を安定的に供給していくためには、健全な事業運営を確保することが不可欠な状況にある。

このような状況の中、当審議会は、令和7年10月24日に早島町長から「水道料金の改定について」の諮問を受け、将来にわたり水道事業を安定的に維持していくため、経営・財政状況を確認するとともに、町民生活への影響を勘案しつつ、水道料金の改定について慎重に審議を重ねてきた。

その結果、一定の結論に至ったことから、ここに次のとおり答申する。

## 1 水道料金の改定について

給水人口及び有収水量については、2045（令和27）年度までは微増傾向にあるものの、収益的支出における受水費の上昇や企業債支払利息の増加等により、現行の水道料金体系を維持した場合、2025（令和7）年度以降、収益的収支は赤字に転ずることが見込まれる。特に、料金回収率は94%と既に100%を下回っており、現行の料金を維持した場合、2035（令和17）年度には58%にまで落ち込むことが予測されている。また、今後予定されている水道施設の再編や老朽化した施設の計画的な更新を着実に進めるためには、一定程度、企業債の借入に依存した財源確保が不可避であり、その結果、将来世代への負担が増大するとともに、2034（令和16）年度には、資金不足が生じるおそれがあることが確認された。

以上の状況を鑑み、持続可能な水道事業運営を確保し、安全・安心な水を将来にわたり安定的に供給するためには、独立採算の原則に則り経営の健全化を図ることが不可欠であり、水道料金の改定を行う必要があるとの結論に達した。

## 2 水道料金の算定期間について

公益社団法人日本水道協会発刊の「水道料金算定要領」（以下「算定要領」という。）では、料金算定期間は、おおむね3年から5年を基準とすることとされている。

さらに、近年は物価高騰や金利動向の変化など、社会経済情勢が大きく変動しており、長期にわたって経営状況を見通すことは困難である。

そのため、定期的な検証や見直しを行うことが重要であると考えられることから、今回の水道料金の算定期間は、令和8年度から令和12年度までの5年間とすることが妥当であると判断した。

### 3 水道料金の適正水準について

水道は町民生活及び地域社会を支える重要なライフラインであり、将来にわたり安全で安心な水道水を安定的に供給していくことが求められている。そのためには、水道事業の健全な経営を確保し得る適正な水道料金水準を設定することが不可欠である。

水道料金の算定にあたっては、能率的な経営の下における適正な原価に基づき、健全な事業経営が可能となるよう、公正かつ妥当な水準とすることが基本原則であり、総括原価方式による算定が求められている。

当審議会では、総括原価の算定に当たり、料金算定期間における財政見通しを確認するとともに、総括原価に算入する資産維持率の検討を行った。算定要領では、資産維持率3%が標準とされており、水道事業の安定的かつ持続的な運営を確保する観点からはその必要性は認められる。しかしながら、これを適用した場合には急激な水道料金の値上げにつながり、町民生活への影響が大きくなることが懸念される。このため、昨今の物価高騰等の社会情勢にも配慮しつつ、災害や道路陥没等のリスクを未然に防止し、将来にわたり安定的な水道事業の運営を図る観点から総合的に勘案した結果、資産維持率1%を総括原価に算入することが妥当であると判断した。

この算定により、料金算定期間における総括原価は11億654万2,000円となるが、現行料金体系を前提とした同期間における給水収益の見込額は7億7,467万5,000円にとどまり、3億3,186万7,000円の収入不足が生じる見通しとなった。

そこで、この収入不足を解消し、将来に向けて必要な資金を確保することにより、水道事業の経営の健全化を図るため、水道料金を平均42.87%引き上げることが必要であると判断するに至った。

## 4 水道料金体系について

算定要領に基づき、総括原価を基本料金及び従量料金に配賦した場合、基本料金の割合が59%、従量料金の割合が41%となる。一方、現行の料金体系においては、基本料金の割合が34%、従量料金の割合が66%となっており、算定要領に基づく基本的な配賦と比較して、基本料金の割合が著しく低い状況である。このため、使用水量の多寡にかかわらず固定的に発生する経費を十分に回収できておらず、このような状況を維持した場合、給水収益が使用水量の変動による影響を受けやすくなり、給水収益の安定性を損なうおそれがある。

そこで、給水収益を安定的に確保し、水道事業の経営の健全化を図るとともに、現行の料金体系からの急激な負担増を緩和する観点を踏まえ、基本料金の改定幅を従量料金の改定幅より高く設定することとし、5に掲げる水道料金表とした。

なお、早島町の現行の料金体系は用途別料金体系を採用しているが、今回の料金改定においては、口径別料金体系へ移行した場合、利用者間の負担格差が拡大するおそれがあることから、用途別料金体系を維持することが妥当であるとの判断に至った。

## 5 水道料金表について

(税抜き)

用途	区分	使用水量	料 金	
			現 行	改 定
家事営業用	基本料金	1 箇月 10m <sup>3</sup> まで	770 円	1,260 円
	超過料金 1m <sup>3</sup> につき	1 箇月 10m <sup>3</sup> を超え 30m <sup>3</sup> まで	103 円	136 円
		1 箇月 30m <sup>3</sup> を超え 50m <sup>3</sup> まで	117 円	155 円
		1 箇月 50m <sup>3</sup> を超え 100m <sup>3</sup> まで	131 円	173 円
		1 箇月 100m <sup>3</sup> を超えるもの	145 円	192 円
臨時用		1m <sup>3</sup> につき	262 円	374 円

## 6 付帯意見

- (1) 水道料金の改定にあたっては、多種多様な方法で情報発信を行うとともに、世代によって情報の入手手段が異なることを踏まえ、特にインターネットを利用しない利用者への配慮として、紙媒体による広報を繰り返し行うなど、町民の理解が得られるよう周知徹底に努められたい。また、広報全般においては、表やグラフを用いるなど、視覚的に分かりやすい情報提供に努められたい。
- (2) 水道料金の改定時期については、令和8年6月議会において条例改正案を上程し、令和8年度第5期（9月中旬から11月中旬使用期間分）から実施を予定していると承知している。しかしながら、この場合、議決後の広報開始では周知期間が短くなるおそれがある。このため、手続き上問題がなければ、答申後速やかに料金改定の必要性等に関する広報を開始し、十分な周知期間の確保に努められたい。
- (3) 物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用し、令和7年度から令和8年度まで水道基本料金の減免が予定されているが、減免措置の終了と料金改定が重なる場合、水道料金が急激に高くなったと感じられることが懸念される。広報を行う際は、現在の減免額や減免措置の終了時期を早期に示し、町民が料金改定と減免措置の内容を正しく理解できるよう、分かりやすい情報提供に努められたい。
- (4) 今回の水道料金改定で、町民への影響が最も大きいのは、基本料金を770円から1,260円へ大幅に引き上げる点である。基本料金を引き上げることについて理解を得るために、総括原価に基づく経費の適正化や利用者全体で負担することの重要性を示し、固定費の負担の必要性や災害への備え、水道施設の耐震化など、料金改定の理由について町民への分かりやすい説明に努められたい。
- (5) 水道事業の能率的な経営を推進するため、引き続き費用の削減に努められたい。一方で、過度なコスト削減は災害時等の対応力を低下させるおそれがある。そのため、安全性の確保を前提とした適切な災害対策や施設の耐震化事業を着実に実施するとともに、災害等の想定外の事態にも対応し得る財政の安定化を図られたい。あわせて、必要に応じて国や県の支援を求めることができるよう準備を進められたい。

- (6) 水道料金の平均改定率が42.87%と大幅な引上げとなるため、町民生活への負担軽減に配慮し、段階的な改定を行うなど、急激な負担増を避けるための緩和措置について検討されたい。また、緩和措置を行う場合は、内容を正しく理解できるよう、分かりやすい情報提供に努められたい。さらに、特定の層に負担が偏らない公平な料金体系とすることに留意されたい。

## おわりに

当審議会は、早島町長から諮問された水道料金の改定について審議した結果、老朽化が進む施設の更新・耐震化、災害等に対する備えの強化、水道事業の経営の健全化を図るためには、水道料金の改定が必要であると判断した。

料金の改定に当たっては、水道事業の安定性や負担の公平性の観点を踏まえ、令和8年度から令和12年度までの5年間において、平均改定率を42.87%とすることが妥当であるという結論に至った。

将来にわたり安定した水道事業を維持するため、今後も定期的な料金の見直しを行い、安全で安心な水道水の安定供給に努められたい。

# 附 属 资 料

附属資料

(1) 諮問 (写)



早水第413号  
令和7年10月24日

早島町上下水道料金等審議会  
会長 川本 和則 様

早島町長 佐藤 博文



水道料金の改定について (諮問)

早島町上下水道料金等審議会設置条例 (平成21年早島町条例第3号) 第2条の規定に基づき、下記について諮問します。

記

1. 諮問事項  
水道料金の改定について

2. 諮問理由

本町の水道事業は、昭和4年の創設認可以来、およそ100年にわたり、町の発展と快適な町民生活を支えるとともに、町民や事業者の皆様に対し、安心して安全な水を安定的に供給してまいりました。

本町の水道料金は、平成30年5月の改定以降、新型コロナウイルス感染症の影響による社会経済情勢の変化を踏まえ、現行料金を据え置いておりますが、受水費用の上昇や維持管理費の高騰により経常経費が増加しているほか、今後の施設再編や耐震化に要する多額の費用を見据えると、現行水準のままでは持続的な事業運営が困難となることが懸念されます。

このため、将来にわたり安定した水道事業を行うため、水道料金の見直しについて検討を行う必要があると判断いたしました。

つきましては、本町における水道料金の適正な改定のあり方について、慎重にご審議の上、ご意見を賜りたく、ここに諮問いたします。

以上

附属資料

(2) 早島町上下水道料金等審議会設置条例

平成21年3月23日

条例第3号

(目的及び設置)

第1条 上水道、下水道の適正な使用料金等に関する事項を調査、審議し、広く町民の意見を求めることを目的とし、早島町上下水道料金等審議会（以下「審議会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 審議会は、町長の諮問に応じ、本町の水道料金及び下水道使用料等に関する事項について審議し、その結果を町長に答申又は報告を行うものとする。

(組織)

第3条 審議会は、10名以内の委員をもって組織する。

(委員)

第4条 委員は、次の各号に掲げる者のうちから町長が委嘱する。

- (1) 見識を有する者
- (2) 町民を代表する者
- (3) その他町長が必要と認めた者

(任期)

第5条 委員の任期は、当該諮問に係る答申をするまでの期間とする。ただし、委員が委嘱されたときの要件を欠くに至った場合は、委員の職を失うものとする。

2 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第6条 審議会に会長及び副会長各1名を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。

- 3 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第7条 審議会の会議（以下「会議」という。）は会長が召集し、会長が議長となる。

- 2 会議は、委員の過半数以上が出席しなければ開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(報酬及び費用弁償)

第8条 委員の報酬及び費用弁償については、非常勤特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和42年3月9日制定）の定めるところによる。

(庶務)

第9条 審議会の庶務は、環境上下水道課において行う。

(委任)

第10条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成21年4月1日から施行する。  
(非常勤特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)
- 2 非常勤特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を次のように改正する。

別表中早島町景観審議会委員の項の次に、次の1項を加える。

早島町上下水道料金等審議会委員1回につき5,600円。

附 則（令和6年2月9日条例第1号）抄

(施行期日)

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

附属資料

(3) 早島町上下水道料金等審議会審議経過

開催回	開催年月日	開催場所	審議の内容
第1回	令和7年10月24日	早島町庁舎3階 全員協議会室	・水道事業の概要 ・水道事業会計の状況
第2回	令和7年11月20日	早島町庁舎2階 第1会議室	・水道料金水準の算定 ・水道料金体系の検討
第3回	令和8年1月9日	早島町庁舎3階 全員協議会室	・料金体系の設定
第4回	令和8年2月9日	早島町庁舎3階 全員協議会室	・料金表の確定 ・料金改定時期の検討 ・答申(案)の作成に向けて
第5回	令和8年3月30日	早島町庁舎3階 全員協議会室	・答申(案)審議 ・答申

附属資料

(4) 早島町上下水道料金等審議会委員名簿

◎会長      ○副会長

氏名	所属
河田 智子	早島町婦人会 代表
◎ 川本 和則	岡山商科大学 経営学部 経営学科 教授
小林 雄三	岡山県総合流通センター運営協議会 事務局長
近藤 健太郎	備南水道企業団 事務課長
田邊 麻衣子	早島町立早島小学校PTA 副会長
坪井 浩志	つくぼ商工会 青年部
中桐 基晴	一般公募
山下 純子	早島町民生委員・児童委員協議会 副会長
○ 山野 ひとみ	倉敷芸術科学大学 生命科学部 環境生命科学科 准教授
頼本 真一	独立行政法人 国立病院機構 南岡山医療センター 事務部長

(敬称略、五十音順)